

様式第1号(第7条関係)

## 意見募集要領

次の、佐伯市障がい者計画（第4次）、佐伯市障がい福祉計画（第7期）、佐伯市障がい児福祉計画（第3期）について、皆様の御意見(情報・専門的知識)を募集します。

### 1 名称

「佐伯市障がい者計画（第4次）」(案)

「佐伯市障がい福祉計画（第7期）」(案)

「佐伯市障がい児福祉計画（第3期）」(案)

### 2 案の趣旨・目的

現在、佐伯市障がい者計画（第4次）(計画期間：令和6年度から令和11年度まで)

佐伯市障がい福祉計画（第7期）(計画期間：令和6年度から令和8年度まで)

佐伯市障がい児福祉計画（第3期）(計画期間：令和6年度から令和8年度まで)の3計画の策定を行っています。

これらの3計画は、それぞれ障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、佐伯市の障がい者施策に関する基本計画及び障がい者・障がい児の福祉サービス提供体制の確保に関する実施計画です。

### 3 案の内容

別添「佐伯市障がい者計画（第4次）佐伯市障がい福祉計画（第7期）佐伯市障がい児福祉計画（第3期）」(案)のとおり

### 4 意見の提出方法

意見には、必ず住所・氏名(法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名)を明記してください。

#### (1) 直接、書面を提出する場合

佐伯市役所 福祉保健部 障がい福祉課 又は 各振興局 地域振興課に提出してください。

#### (2) はがき又は書面を郵送等する場合

郵便番号 876-8585

佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 福祉保健部 障がい福祉課 障がい福祉係

#### (3) ファクシミリの場合

福祉保健部 障がい福祉課( 0972 - 23 - 6002 )

#### (4) 電子メールの場合

福祉保健部 障がい福祉課 ( syougai@city.saiki.lg.jp )

### 5 募 集 期 間

令和6年1月4日(木曜日)から令和6年2月5日(月曜日)まで

### 6 提出された意見の取扱い

- (1) 皆様から提出された御意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行います。
- (2) 最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表します。
- (3) 御意見に対する個別の回答はいたしません。
- (4) この募集は、皆様の御意見を基に、よりよい案をつくろうとするものであり、単に案に対する「賛否」の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。

### 7 問い合わせ先

佐伯市役所 福祉保健部 障がい福祉課 障がい福祉係

電 話 0972 - 22 - 4514

電子メール syougai@city.saiki.lg.jp